

## 出席停止の病気について

下の表にあるような病気にかかったときは、法により出席停止の扱いを受けます。必ず、すみやかに担任まで連絡してください。

なお、医師により許可が出るまで登校できません。（この間は欠席になりません。）

学校保健安全法施行規則 18条・19条

|             | 病 名   | 出 席 停 止 期 間  |
|-------------|---|--|
| 第<br>一<br>種 | エボラ出血熱、クルミア・コンゴ出血熱、痘<br>そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病<br>ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症<br>急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス<br>属SARSコロナウイルスであるものに限る）<br>及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエ<br>ンザA属インフルエンザウイルスであって、<br>その血清亜型がH5N1であるものに限る） | 治癒するまで   |
| 第<br>二<br>種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）  | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した<br>後2日を経過するまで                    |
|             | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで、または5日間の<br>適正な抗菌性物質製剤による治療が終了<br>するまで    |
|             | 麻疹（はしか）   | 解熱した後、3日を経過するまで                                      |
|             | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）   | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現<br>した後5日を経過し、かつ、全身状態が良<br>好になるまで |
|             | 風しん(三日ばしか)  | 発しんが消失するまで   |
|             | 水痘（水ぼうそう）   | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで                                |
|             | 咽頭結膜熱(プール熱)   | 主症状が消退した後2日を経過するまで                                   |
|             | 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎  |  |
| 第<br>三<br>種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染<br>症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、<br>急性出血性結膜炎<br>その他の感染症<br>(ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症<br>伝染性紅斑(リンゴ病)、感冒性嘔吐下痢症<br>感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染<br>性単核症等)  | 症状により学校医その他の医師において<br>感染の恐れがないと認めるまで                 |

\* 医師の許可を得て登校する際に、治癒証明書（医療機関で発行）が必要です。

第三種の「その他の感染症」「新型インフルエンザ・季節性インフルエンザ」については、  
医師が必要と認めるとき以外は原則提出不要です。